

岐阜羽島住まいの情報バンクの

空き家・空き地
バンクとは

空き家を売りたい、貸したい方に空き家物件を問登録していただき、その情報をインターネット上の専用のサイトで公開し、空き家の利用希望者へ情報提供する制度です。すでに空き家になっているもののほか、近く空き地や空き家・空き地となる予定の物件も登録可能です。

★ 空き家・空き地バンクへの登録および利用の流れ ★

空き家・空き地所有者

売却・賃貸などを希望する方

利用希望者

移住・定住など利用したい方

羽島市
空き家・空き地
バンク

※市は、空き家物件の
情報提供や連絡調整を
行います。空き家物件
の交渉・契約などには、
一切関与しません。

① 物件の登録申込

物件調査報告書を添えて、申込書を提出してください。

② 物件登録・公開

書類に不備がなければ、空き家・空き地バンクへ登録し、一般に公開します。

③ 情報希望者の紹介

物件の情報を希望された場合に、連絡先をお伝えします。

① 物件情報の閲覧

登録された物件をインターネット上で情報を提供します。

② 情報希望申込み

買いたい・借りたい物件の情報提供について申込書を提出してください。

③ 物件登録者の情報提供

所有者等から交渉に同意が得られた場合、連絡先をお伝えします。

交渉・契約

④ 所有者と利用者の当事者間で直接、交渉・契約を行ってください。

物件の調査、交渉・契約については、宅地建物取引業者に仲介を依頼することを推奨します。

本事業にご理解いただき、市と提携した宅地建物取引業者を紹介します。

空き家・空き地の売却・賃貸したい方は、ご相談ください。

岐阜県羽島市 生活交通安全課 空き家対策担当

☎電話 058-392-1111内線2152 ・ FAX 058-391-2161

✉メール anzen@city.hashima.lg.jp

羽島市空き家バンク

